

兵庫県稲美町農業委員会  
令和3年6月定例会会議録

- 1 開催日時 令和3年6月25日（金）13時30分～14時15分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事  
報告第5号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」  
⇒承認  
報告第6号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」⇒承認  
報告第7号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」  
（専決処理）⇒承認（2件）  
報告第8号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」  
⇒承認（1件）  
報告第9号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」  
（専決処理）⇒承認（1件）  
議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」  
⇒許可（2件）  
議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見につ  
いて」⇒許可相当（1件）  
議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見につ  
いて」⇒許可相当（2件）  
議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定  
議案第18号「稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）に対する  
意見について」⇒同意
- 4 出席委員（14名）  
1番・山本恵洋 2番・福田正人 3番・丸山治正 4番・福田 修  
5番・坂本英正 6番・大西寿々代 7番・藤本勝彦 8番・丸尾信夫  
9番・久保敬治 10番・大西純子 11番・鳴瀬敏雄 12番・松尾芳夫  
13番・大村信介 14番・高橋秀一
- 5 欠席委員（なし）
- 6 事務局  
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛

## 7 議事録署名人

7 番・藤本勝彦 委員

8 番・丸尾信夫 委員

## 8 議 事

事務局： 定刻が参りましたので、ただいまから令和3年6月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会会長高橋が挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願ひします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席ですので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、7番・藤本勝彦 委員、8番・丸尾信夫 委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願ひします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第5号～第9号及び議案第14号～第18号まででございます。よろしくご審議をお願ひします。

議 長： それでは、報告第5号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局： この「活動の点検・評価」は、農林水産省からの通知に基づき行っております。報告第5号は、昨年定めた令和2年度の活動計画に対し、点検と評価を行ったものでございます。

令和2年度の目標数値と取り組み結果を説明する。

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長： 特に、ご意見、ご質問がなければ、これで公表しますので、ご了承承  
願います。

議長： 次に、報告第6号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計  
画」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局： 令和3年度の目標数値と活動計画を説明する。

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長： 特に、ご意見、ご質問がなければ、この案で公表しますので、ご了承  
承願います。

議長： それでは、報告第7号「農地法第4条第1項第8号の規定による  
届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は2件  
です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町国安三丁目(国安中公園西方、国安公民館北方)

地 目： 田 (現況 畑)

転用面積： 158㎡

申請人： 地元所有者

転用目的： 住宅用地

土地利用計画： 盛土整地する。隣地との境界はコンクリート擁壁設置。  
北側及び西側道路には既設側溝あり。

専決処理： 令和3年6月1日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の住宅用地への  
転用で、稲美町農業委員会として、既に令和3年6月1日付けで届出  
人に受理通知書を送付しておりますので、ご了承承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町国岡二丁目（前條公園南）

地 目：畑

転用面積：187㎡

申請人：地元所有者

転用目的：露天駐車場

土地利用計画：盛土整地し、駐車場とする。普通車9区画、軽自動車3区画 合計12区画。北側、東側及び南側道路には既設側溝あり。

専決処理：令和3年6月1日

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の露天駐車場への転用で、稲美町農業委員会として、既に令和3年6月1日付けで届出人に受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議 長： それでは、報告第8号「農地法第4条第1項第9号の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町幸竹字家荒（幸竹集落内）

地 目：田（現況 畑、一部雑種地）

転用面積：715㎡ の内 71.17㎡

申請人：地元農家

転用目的：農作業場。収穫作物の選別作業、大豆の乾燥、及びトラクターなど耕作機械の洗浄用地。始末書添付。30年以上前から現況。

受理日：令和3年6月25日。

定例会終了後本日付けでの受理としたい。

議 長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。  
（意見、質問なし）

議 長： 特に、意見、質問がなければ、耕作の事業を行う者が、農作物の育

成事業のために、2 a 未満の農地を農作業場に供する転用ですので、稲美町農業委員会として、令和3年6月25日付けで届出人に受理通知書を送付することをご了承願います。

議長： それでは、報告第9号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は1件です。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町国岡一丁目（小池の北東角）

地 目：田

面 積：280㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：不動産の管理・売買、宅地造成などを行う事業者

転用目的：分譲住宅用地

土地利用計画：盛土、整地し、宅地に造成する。専用住宅2戸。

専決処理：令和3年6月10日

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございますか。  
（意見、質問なし）

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移動を伴う分譲住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として既に令和3年6月10日付けで届出者に受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は2件です。  
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町岡字十七丁（長法池西方）

地 目：田

面 積：2,905㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元在住の土地持ち非農家

譲受人：地元兼業農家

所有する農機具：トラクター・耕運機・テラー・軽トラック 各1台、草刈機 3台

リースする農機具：田植機 1台

栽培作物：水稻、野菜類。譲受地は水稻。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は藤原委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和3年6月22日13時30分～15時15分までの間、4番・福田修農地担当副会長、3番・丸山治正委員、10番・大西純子委員及び事務局2人の5名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

3番・丸山委員： 申請地は、譲受人が所有する農地に隣接しており、効率的な耕作ができると思われしますので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございますか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町岡字西（天満大池北池東方）

地目：田

面積：768㎡

移動する権利：所有権

譲渡人：地元所有者

譲受人：地元農家で地元営農組合長

所有する農機具：トラクター・軽トラック・コンバイン 各1台

栽培作物：水稻、野菜、大豆等。

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山本委員です。譲受人は地元の営農組合長で、許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

3番・丸山委員： 申請地は、麦後で耕運されています。譲受人は地元営農組合の組合長ですので、許可しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第15号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町六分一字高岡	田（現況：宅地）	5 1 m <sup>2</sup>
	田（現況：雑種地）	2 0 4 m <sup>2</sup>
(和田上池南方)	2筆合計	2 5 5 m <sup>2</sup>

転用目的：倉庫、露天駐車場及び露天資材置場

申請者：兼業農家

土地利用計画：経緯書添付。番は昭和60年頃から倉庫の敷地として利用、番は半分くらいまで平成10年頃に造成して使用。現在も田のままになっている部分を南側宅地高さまで盛土し、整地する。西側の田との境界は擁壁。東・北は住宅用地として5条許可申請あり。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西幸一委員です。転用による農業用水・排

水、道路や周辺農地への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

10番・大西純子委員： 申請地の現況は、南が申請者の住宅用地、 番は倉庫が半分かかっています。 番は半分ほど造成されています。北側・東側は5条申請が出ており宅地に転用予定です。西側の農地との境界には擁壁が設けられる計画ですので、転用しても農地や道路への影響はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町加古字五軒屋東（入ヶ池北方）

地 目： 田

面 積： 370㎡

設定する権利： 使用貸借権

貸付人： 地元在住の親

借受人： 町外在住の子

転用目的： 分家住宅

土地利用計画： 北側道路高さまで盛土し整地する。東・南側農地との境界は擁壁設置。西は隣地既設の塀。汚水は北側道路敷設の污水管へ、雨水は南西角から水路へ。

都市計画法第43条第1項の建築物の新築許可申請書提出済み。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は西川委員です。申請地は、北が町道、西は宅



地、東と南は農地になっています。転用による周辺農地や道路への影響は無いとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

4番・福田修委員： 申請地は昨年除外された農地で、残る農地の給排水に問題はありません。また土地利用計画では上下水道、雨水排水の計画がなされており、転用しても周辺農地への影響はないと思われま

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございますか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町六分一字高岡	田	1 9 7 m <sup>2</sup>
	田	1 4 7 m <sup>2</sup>
(和田上池南方) 2筆合計		3 4 4 m <sup>2</sup>

設定する権利：使用貸借権

貸付人：地元在住の親

借受人：町外在住の子ども夫婦

転用目的：分家住宅

土地利用計画：南隣接地は、倉庫、露天駐車場及び露天資材置場として4条許可申請あり。盛土し、整地する。北側貸付人所有の農地側は斜面仕上げ。東西の田との境界は擁壁。東側境界内側に北側農地への給水溝を設ける。汚水は南側道路敷設の公共下水管へ、雨水は南側道路側溝へ放流。

都市計画法第43条第1項の建築物の新築許可申請書提出済み。

議長： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西幸一委員です。転用による農業用水・排水、道路や周辺農地への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

10番・大西純子委員： 申請地の現況は、北・東・西が農地です。北に残る農地は貸付人所有の農地で、南は同時に4条申請が出ており、貸付人の倉庫・露天駐車場・露天資材置場の転用予定です。東西の農地境界には擁壁が設けられる計画ですので転用しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第17号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 1件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 2件

申請筆数： 6筆

申請面積： 10,058㎡

「明細」

利用権を設定する申請者（借受者）： 1件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 2件

申請筆数： 6筆

申請面積： 10,058㎡

借受理由：経営規模拡大

貸付理由：兼業による労力不足

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 借受人は熱心に野菜類を栽培しておられる認定農業者の方ですので、農地最適化推進委員へ調査依頼はしておりません。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： それでは、議案第18号「稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）」に対する意見について」を議題といたします。  
事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。  
「稲美町農業振興地域整備計画」は町が農用地区域を定めるもので、策定や変更にあたっては県との協議と同意が必要になります。  
今回の「軽微な変更」とは、農用地区域から除外するものではなく、農用地区域内の用途区分を変更するものです。

「番号1」

区 域：天満－2

所 在：稲美町中村字そけ谷（天満幼稚園西方、国安川沿い）

面 積：2筆合計 405㎡

地 目：田

用途変更面積：121.44㎡

用途変更の目的：農業用倉庫の新築

申請者：町内在住の農家。所有する全ての農地が申請地周辺にある。現在農機具は離れた所で保管していて不便。

議長： 現地調査結果を報告願います。

4番・福田修委員： 申請者は申請地周辺の自己所有農地を耕作している農業者です。用途変更する申請地には、農業用機械等を入れる農業用倉庫を建築する予定です。隣接する農地は申請者本人の所有ですので問題ないと思います。給水バルブから農地への給水設備の設置が必要だと思われるが、申請者からU字溝か塩ビ管を敷設するとの回答があり、問題はないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、委員から意見、質問がございませんので、採決いたします。議案第18号「稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）」に対する意見」について、同意する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員挙手ですので、稲美町農業振興地域整備計画の変更（軽微な変更）について、原案のとおり異議なく同意いたします。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。  
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和3年6月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和3年6月25日

議長 高橋 秀一

委員 藤本 勝彦

委員 丸尾 信夫